

**重要**

令和5年度版

# 放課後児童クラブのしおり

★放課後児童クラブ利用の際に必要な情報★  
保育料について、利用変更／中止の届出、非常災害時の対応などが記載されていますので、必ずお読みください。

三豊市子育て支援課

TEL (0875) 73-3016



# 目次

## 1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブとは / 支援方針 / 支援内容 / 開設時間 / 休室日	……………1ページ
送迎 / 欠席する場合 / 持参物 / お弁当・おやつ / その他 / スポーツ安全保険について	……………2ページ

## 2. 児童クラブ保育料について

保育料一覧表 / 保育料の納入方法 / 保育料の滞納について / 保育料の減免について	……………3ページ
---	-----------

## 3. 児童クラブ各種届出について

利用変更届 / 利用中止届 / 保育料減免申請書 / 保育料の還付について	……………4ページ
---------------------------------------	-----------

## 4. 児童クラブ非常災害時の対応について

警報等が出たとき / インフルエンザ・感染症等 / 火災・地震等の発生時	……………5ページ
--------------------------------------	-----------

## 三豊市放課後児童クラブ実施施設一覧

……………6ページ

### 【三豊市メール配信サービスの登録について】

非常・災害時に、市から緊急情報をメール配信する場合がありますので、下記からの登録を必ずお願いします。



◀新規登録用QRコード  
または  
メールアドレス：hisho\_entry@yb74.asp.cuenote.jp

詳しくは、三豊市ホームページ内⇒「暮らし・手続き」⇒「お知らせ・ご案内」⇒「三豊市メール配信サービスをご利用ください」をご覧ください。

# 1. 放課後児童クラブについて

## ◆放課後児童クラブとは

三豊市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、保護者が労働等（病氣療養及び産前・産後期間を含む）により昼間家庭にいない（または保育が困難である）三豊市内の小学校に就学している児童に対し、放課後、長期休業日（春・夏・冬休み）等に、適切な遊びと家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る施設です。

## ◆支援方針

児童の健康と安全の確保に努め、情緒の安定を図ります。また、遊びの活動を通じて積極性、自主性、社会性及び創造性を育み、児童の健全育成に必要な活動を行います。

## ◆支援内容

学校等と連携を図り、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供します。また保護者とも連携して子どもの育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援します。

## ◆開設時間

【月曜日～金曜日】 ……放課後から午後6時まで  
【土曜日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、学校の休業日等】 ……午前8時から午後6時まで

- ・一部終了時間が延長となる児童クラブあります。
- ・原則、送迎は上記の時間帯にお願いします。ただし、間に合わない場合は、各放課後児童クラブにご相談ください。
- ・長期休業日のみ利用の場合でも、始業式、終業式及び修了式実施日は、長期休業日に含まれますので利用できます。ただし、長期休業日以外の土曜日、授業参観等が行われた際の振替休日は利用できませんので、ご注意ください。
- ・土曜日、学校の休業日等において、利用希望がない場合は休室します。（土曜日を利用する場合、利用希望日の1週間前までに申請が必要です。）
- ・6年生については、原則として卒業式までの利用となります。
- ・新1年生については、4月1日より受け入れを開始します。

## ◆休室日

- ・日曜日及び祝日
- ・8月11日～17日までの間の3日程度（お盆休み）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ・災害発生時及び感染症等による学校の臨時休業日
- ・その他休室を必要とする日

※警報発令時、災害発生時、感染症等による学校の臨時休業日の対応については、5ページの「児童クラブ非常災害時の対応について」のとおりとします。

## ◆送迎

原則として保護者の送迎が必要です。児童の様子や連絡事項をお伝えする場合がありますので、保護者が必ず保育室まで送迎してください。

※警報発令等で、緊急にお迎えをお願いする場合があります。

※夏季休業日のプールや児童館等の各教室の利用は、スポーツ安全保険の適用外となります。帰宅・一時退室届出書を提出の上、保護者の方の判断により利用をお願いします。

## ◆欠席する場合

- ・前日までに支援員にお知らせください。
- ・前日までに連絡できない場合は、当日速やかに電話・メール等にて連絡してください。

## ◆持参物

- ・児童クラブに直接お問い合わせいただき、ご確認ください。
- ・どんなに小さな持ち物にも、消えないように名前を書いてください。

## ◆お弁当・おやつ

- ・土曜日、長期休業日等（給食がない時）は、お弁当とお茶（大きめの水筒）を持参してください。
- ・児童本人が、現金を持参してのパン等の購入は禁止しています。
- ・おやつは、児童クラブで用意します。

## ◆その他

- ・必要のないお金や玩具、ゲーム機などは、持たせないでください。
- ・宿題の指導については、ご家庭でお願いします。
- ・児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせください。
- ・お子さんが映った写真を市のホームページや広報誌等に掲載することがあります。掲載を希望しない場合は、支援員にお知らせください。
- ・虚偽の申請により入会していることが判明した場合は、直ちに入会承認を取り消しますのでご承知ください。

## ◆スポーツ安全保険について

保険料……年額800円（A1区分に加入）

入会申請時「スポーツ安全保険加入意思表示書」において、加入しますに○をした方が対象となります。また、保険料は、利用初月の保育料と一緒に引落します。詳細は、同封の「スポーツ安全保険のしおり」をご確認ください。

## 2. 児童クラブ保育料について

### 保 育 料 一 覧 表

区分		児童1人当たりの 金額（月額）	備 考	
年間を通して 利用する場合 （通年）	1か月	8月以外	3,000円	
		8月	6,000円	
長期休業日のみ 利用する場合 （長期）	① 春休み（4月）		2,000円	
	② 夏休み（7月）		2,000円	
	③ 夏休み（8月）		6,000円	
	④ 冬休み（12月～1月）		2,000円	納入月は12月のみ
	⑤ 春休み（3月）		2,000円	

※新1年生は4月1日より受け入れを開始。6年生は原則、卒業式までの預かり。  
 ※学校の長期休業期間は下記のとおりとし、始業式、終業式及び修了式実施日を含む（ただし、休業日は除く）。  
 ① 令和5年4月1日 から 令和5年4月5日まで  
 ② 令和5年7月21日 から 令和5年7月31日まで  
 ③ 令和5年8月1日 から 令和5年8月31日まで  
 ④ 令和5年12月23日 から 令和6年1月8日まで  
 ⑤ 令和6年3月23日 から 令和6年3月31日まで

注：保育料は月額のため、利用しない月があった場合でも、利用中止の届出（書面での提出必須）をしない限り、入会期間中については上記金額（保育料）が発生します。

#### ◆保育料の納入方法

・児童クラブ保育料の納入方法は、**口座振替**です。金融機関にて口座振替申込の手続きをしてください。前年度から利用継続の場合、振替口座に変更がなければ申込は不要です。  
**※新1年生は口座振替の手続きが必要です。**継続加入のきょうだいとは別に、個々の登録が必要です。

・保育料の口座振替日は**毎月25日**（金融機関が休業の場合は、翌営業日）です。  
 ※引落不能の際は、納付書を郵送します。納付書に記載の期限までに必ず納めてください。

#### ◆保育料の滞納について

児童クラブで児童が食べるおやつ、児童が読む本、児童が遊ぶおもちゃ、児童が製作で使用する教材等は、保護者の方が納めている保育料と税金で支えられています。必ず納めてください。

保育料の滞納が続くと、利用を中止させていただく場合があります。

#### ◆保育料の減免について

保育料の減免を受ける場合は、期日までに「放課後児童クラブ保育料減免申請書」の提出が必要です。

前年度からの継続加入であっても、申請書は毎年度提出してください。

【減免対象者】……生活保護世帯、児童扶養手当受給者、就学援助費受給者 等

※減免対象にならない場合もあるので、事前に子育て支援課へ確認してください。

【減免申請方法】……「保育料減免申請書」と「各種証明書の写し」の提出

### 3. 児童クラブ各種届出について

お電話や児童クラブでの口頭での変更申出では、受付となりません。  
必ず、子育て支援課又は各支所窓口にて届出を提出してください。

届出種類	届出内容	届出時期等
利用変更届	<input type="checkbox"/> 利用期間の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月間お休みする</li> <li>・春(夏)(冬)休みだけ利用をやめる</li> <li>・申込していなかった期間も利用が必要になった 等</li> </ul>	通年：変更する月の前月末まで  長期：変更する長期休業期間の開始前まで
	<input type="checkbox"/> 利用区分の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年(平日)利用 ⇄ 長期休業日利用</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 保護者の就労に関する変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労先、就労時間の変更 (※添付書類：就労証明書)</li> </ul>	変更が決まったら速やかに
	<input type="checkbox"/> 入会クラブの変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更に伴い、校区が変更になった</li> </ul>	
利用中止届	<input type="checkbox"/> 利用を中止する <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が退職した</li> <li>・家庭保育が可能になった</li> <li>・市外へ転出(転校)する 等</li> </ul>	通年：中止する月の月末まで  長期：利用している長期休業期間中
保育料 減免申請書  ※ 毎年度 提出必要	<input type="checkbox"/> 保育料の減免を受ける <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・児童扶養手当受給者</li> <li>・市町村民税の非課税世帯 等 (※添付書類：各種証明書の写し)</li> </ul>	申請書提出月から保育料へ適用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助費受給者 (※添付書類：就学援助費支給計画額通知書)</li> </ul>	①通知書発行日から30日以内の提出…就学援助費認定期間の適用月から保育料へ適用 ②通知書発行日から30日を経過しての提出…減免申請書提出月から保育料へ適用

#### ◆保育料の還付について

利用中止届を提出した場合は、中止した月の保育料を利用日数に応じて還付します。  
 ただし、届出月をさかのぼって還付はしません。

(例) 6月15日に中止届を提出し、6月は2日間利用していた場合

$$\text{還付する保育料} = \frac{\text{開所日数 (22日)} - \text{利用日数 (2日)}}{\text{開所日数 (22日)}} \times \text{保育料 (3,000円)} \div 2,700\text{円}$$

(100円未満切捨)

#### ※利用期間(区分)の変更・利用中止の届出に際して

届出が遅れた場合、利用しない期間であっても、保育料が発生する(還付ができなくなる)場合があります。変更・中止が必要になった際は、お早目の届出をお願いします。届出に関する不明点は子育て支援課へお問い合わせください。

## 4. 児童クラブ非常災害時の対応について

### 1. 気象状況の悪化により警報がひとつでも出たときの対応

#### 【平日】

	状況	学校の対応	放課後児童クラブ
登校前	午前6時までに警報解除	通常授業（給食あり）	通常開室
	午前6時に警報発令中	自宅待機	決定保留
	午前8時までに警報解除	午前中授業（給食なし）	<u>11時30分開室（昼食持参）</u>
	午前8時に警報継続中	臨時休業	休室
登校後	天候が悪化し、 警報が発令されそうな状況	学校待機または下校	警報発令まで開室 ※警報発令後は休室 （お迎えを依頼）
	警報発令		休室
	警報は発令されたが、 天候が回復しそうな状況		通常開室時間までに 警報が解除された場合、開室
開室後	警報発令		休室（お迎え依頼）

#### 【土曜日・長期休業日】

	状況	学校の対応	放課後児童クラブ
開室前	午前6時までに警報解除		通常開室
	午前8時までに警報解除		9時00分開室
	午前8時に警報継続中		休室
開室後	警報発令		休室（お迎え依頼）

※全町共通対応の警報等：**大雨、洪水、暴風、大雪及びJアラートのうちいずれか1つ**

ただし、仁尾町、詫間町：高潮、波浪警報のいずれか発令時は自宅待機。  
三野町：高潮警報発令時は自宅待機。（波浪警報は通常どおり登校（開室））

### 2. インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症への対応について

小学校が早期下校や学級、学年、学校閉鎖等を行った場合、**放課後児童クラブもその学級、学年、学校の児童の受け入れはできませんので、自宅待機となります。**ただし、新たな感染症が発生した場合等は、国の方針等で変更になる場合がありますので、その際は、別途お知らせします。

### 3. 火災、地震等の災害発生時の対応について ※状況によって、個別地域での対応をすることがあります。

地震等災害発生の場合、児童の安全を確保した後、保護者に連絡し、児童の引き渡しを行います。そのため、緊急連絡が可能な連絡先を各放課後児童クラブに必ずお伝えください。また、**三豊市メール配信サービスを利用して、緊急情報を発信する場合がありますので、必ず登録してください。**

# 三豊市放課後児童クラブ実施施設一覧

令和5年4月1日予定

	地区	名 称	小学校区	実施施設名	所 在	電話番号	運営主体	事業委託先
1	高瀬	麻放課後児童クラブ	麻小	麻小学校内	三豊市高瀬町上麻3868	090-7145-3740	民間委託	NPO法人たけのこキッズ
2		二ノ宮放課後児童クラブ	二ノ宮小	高瀬町公民館二ノ宮分館内	三豊市高瀬町佐股甲3343-4	080-7088-7053	市営	
3		勝間放課後児童クラブ	勝間小	高瀬町公民館勝間分館内	三豊市高瀬町下勝間350-2	080-7571-5238	市営	
4		上高瀬放課後児童クラブ	上高瀬小	上高瀬小学校内	三豊市高瀬町上高瀬783-2	080-7044-9760	市営	
5		比地二放課後児童クラブ	比地小	比地小学校内	三豊市高瀬町比地93-1	080-7047-2812	市営	
6	山本	うりぼうキッズ山本	山本小	山本小学校内	三豊市山本町大野6-1	080-1999-5129	民間委託	穴吹エンタープライズ株式会社
7	三野	大見放課後児童クラブ	大見小	三野町はつらつセンター内 大見小学校内	三豊市三野町大見甲3034-1	090-5719-5747	民間委託	NPO法人チャイルドハウスみとよ
8		下高瀬放課後児童クラブ	下高瀬小	チャイルドハウスみとよ	三豊市三野町下高瀬1526-2	080-2996-7978 0875-73-4635	民間委託	NPO法人チャイルドハウスみとよ
9		吉津放課後児童クラブ	吉津小	吉津小学校内	三豊市三野町吉津乙1485	090-8979-8586	民間委託	NPO法人チャイルドハウスみとよ
10	豊中	桑山放課後児童クラブ	桑山小	豊中町公民館桑山分館内	三豊市豊中町岡本188-1	080-4430-3361 0875-62-6321	民間委託	NPO法人青空クラブ
11		比地大放課後児童クラブ	比地大小	豊中町公民館比地大分館内	三豊市豊中町比地大2527-1	090-7628-6166	民間委託	NPO法人子育て応援NPOフレンズ
12		笠田放課後児童クラブ	笠田小	豊中町公民館笠田分館内	三豊市豊中町笠田笠岡2193-2	080-7148-5575	市営	
13		上高野放課後児童クラブ	上高野小	旧上高野幼稚園内	三豊市豊中町上高野2662-1	080-7180-3123	市営	
14		本山放課後児童クラブ	本山小	豊中町公民館本山分館内	三豊市豊中町本山甲1893-1	080-4430-3362	民間委託	NPO法人青空クラブ
15	詫間	うらしまキッズ松崎	松崎小	松崎小学校内	三豊市詫間町松崎722	080-2990-3910	民間委託	NPO法人すくすく
16		うらしまキッズ詫間	詫間小	詫間小学校内	三豊市詫間町詫間2158	080-1999-5129	民間委託	穴吹エンタープライズ株式会社
17	仁尾	仁尾放課後児童クラブ	仁尾小 曾保小	仁尾小学校内	三豊市仁尾町仁尾丙1736	080-7246-3228	市営	
18	財田	財田放課後児童クラブ	財田小	財田町B&Gテニス管理棟内	三豊市財田町財田上2361-1	080-7272-8453	市営	